

火入れと野焼きに注意!!

～ 火の確認 山を愛する あなたのマナー ～

- 令和4年は30件の山火事が発生し、約8割が3～5月に集中しています。
- 例年、山火事の発生原因でたき火・野焼きによるものが約6割を占めています。
- 大切な森林を山火事から守るために、野外での火の取り扱いには十分注意しましょう。

【火入れ】

森林又はその周囲1kmの範囲内で立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為で、**市町村長の許可が必要!**

火入れ許可の対象は、次の目的に限られます。

- ◆造林のための地ごしらえ・開墾準備
- ◆害虫駆除・焼畑・牧草の改良

(森林法第21条)

【野焼き】

枯れ草や廃棄物を焼却する行為で、

原則禁止! (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2)

例外として

- ◆農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ◆たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの

市町村等の条例により、行為前に消防署への

「火災とまぎらわしい発煙の届け出」が必要



山火事の発生現場

令和4年の岩手県内の山火事発生状況

